

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

◎特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

◎動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）・・ 12

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制（第四条―第十条）</p> <p>第三章 特定外来生物の防除（第十一条―第二十条）</p> <p>第四章 未判定外来生物（第二十一条―第二十四条）</p> <p>第四章の二 輸入品等の検査等（第二十四条の二―第二十四条の四）</p> <p>第五章 雑則（第二十五条―第三十一条）</p> <p>第六章 罰則（第三十二条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。）であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそ</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制（第四条―第十条）</p> <p>第三章 特定外来生物の防除（第十一条―第二十条）</p> <p>第四章 未判定外来生物（第二十一条―第二十四条）</p> <p>第五章 雑則（第二十五条―第三十一条）</p> <p>第六章 罰則（第三十二条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下「外来生物」という。）であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、</p>

れがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2・3 (略)

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- 一 (略)
- 二 次章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

第六条 削除

種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2・3 (略)

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- 一 (略)
- 二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(飼養等許可者に対する措置命令等)

第六条 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第五項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 | 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこ

(放出等の禁止)

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放出、植栽又は種（以下「放出等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る放出等をする場合
- 二 次章の規定による防除に係る放出等をする場合

(放出等の許可)

第九条の二 次章の規定による防除の推進に資する学術研究の目的で特定外来生物の放出等しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る放出等の目的が第一項に規定する目的に適合し、かつ、当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないことその他の主務省令で定める基

の法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(放つこと、植えること又はまくことの禁止)

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

4 | 主務大臣は、第一項の許可をしたときは、主務省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

5 | 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る放出等をするときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

6 | 第五条第四項の規定は、第一項の許可について準用する。

(措置命令等)

第九条の三 主務大臣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、第四条、第五条第五項、第八条若しくは第九条の規定又は第五条第四項（前条第六項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者に対して、その防止のため必要な限度において、当該特定外来生物の飼養等の中止、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 | 主務大臣は、第五条第一項又は前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その許可を取り消すことができる。

「という。」又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等その他の防除の内容

四 (略)

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2・3 (略)

4 主務大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場はその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたとき

いう。」その他の防除の内容

四 (略)

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2・3 (略)

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたとき

は、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項又は第四項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の確認を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。この場合において、第十三条第四項中「官報」とあるのは、「地方公共団体の公報」と読み替えるものとする。

第二十条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けた防除におけるその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等が第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるときは、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

4 (略)

は、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項又は第三項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の確認を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。

第二十条 (略)

2 (略)

3 (略)

第四章の二 輸入品等の検査等

(輸入品等の検査等)

第二十四条の二 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）があるとき、その職員に、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品等を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等は無償で集取させることができる。

2 前項の規定による検査の結果、輸入品等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対してこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任規定)

第二十四条の三 前条第二項の規定による命令の手續及び基準は、主務省令で定める。

2 主務大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(不服申立て)

第二十四条の四 第二十四条の二第二項の規定による命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(取締りに従事する職員)

第二十六条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第九条の三第一項、第十条第一項若しくは第二項又は第二十四条の二第一項若しくは第二項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2・3 (略)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により第五条第一項又は第九条の二第一項の許可を受けた者

三・四 (略)

五 第九条の三第一項又は第二十四条の二第二項の規定による命令に違反した者

(取締りに従事する職員)

第二十六条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第六条第一項又は第十条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2・3 (略)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者

三 第六条第一項の規定による命令に違反した者

四・五 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第八条の規定に違反した者（前条第一号又は第四号に該当する者を除く。）

二 (略)

三 第九条の二第六項において準用する第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の放出等をした者

四 第二十条第三項の規定による命令に違反した者

五 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第二十四条の二第一項の規定による立入検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第八条の規定に違反した者（前条第一号又は第五号に該当する者を除く。）

二 (略)

三 (略)

第三十五条 第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 前二条 各本条の罰金刑

他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>六 動物の販売を業として営もうとする場合にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>六 動物の販売を業として営もうとする場合にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第</p>

七十五号)第五十八条第一号(同法第十二条第一項(希少野生動物種の個体等である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第五十九条第二号(同法第十八条(希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第六十二条第一号(同法第十七条(希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第六十三条第六号(同法第二十一条第一項(国際希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。))又は第二項(国際希少野生動物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。若しくは第六十五条(同法第五十八条第一号、第五十九条第二号、第六十二条第一号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。))の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第八十四条第一項第五号(同法第二十条第一項(譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))、第二十三条(加工品又は卵に係る部分を除く。))、第二十六条第六項(譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))又は第二十七条(譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第八十六条第一号(同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。))若しくは第八十八条(同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。))の規定又は特定外来

七十五号)第五十八条第一号(同法第十二条第一項(希少野生動物種の個体等である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第五十九条第二号(同法第十八条(希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第六十二条第一号(同法第十七条(希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第六十三条第六号(同法第二十一条第一項(国際希少野生動物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。))又は第二項(国際希少野生動物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。若しくは第六十五条(同法第五十八条第一号、第五十九条第二号、第六十二条第一号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。))の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第八十四条第一項第五号(同法第二十条第一項(譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))、第二十三条(加工品又は卵に係る部分を除く。))、第二十六条第六項(譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))又は第二十七条(譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。)、第八十六条第一号(同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。))若しくは第八十八条(同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。))の規定又は特定外来

生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第四号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第四号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2
(略)

生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第五号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第五号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

2
(略)